

保険証一枚ではり・きゅう・マッサージを受けたい

医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 医療を考える会

住所 渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メール iryokangaeru@waltz.ocn.ne.jp

ホームページ <http://npo-iryoo.org/>



受領委任制度の導入とあはき療養費の不正対策（案）の内容に対する感想

患者の受療の選択権を無視した提案

山西 俊夫

あはき療養費への受領委任制度の導入は、国の東洋医療に対する取り扱い方針の変更であり一歩前進と受け止めたが、今回の不正対策案の内容は、不正対策に名を借りて患者が東洋医療を今まで以上に受けにくくする国の意図が垣間見えると考えざるを得ない。

患者本人による請求内容の確認については特に異論はない。

医師の同意・再同意は、医師の診察を受けたものでなければならぬこととするところがあるが、慢性的な肝臓疾患で効力のなかった西洋医療から東洋医療に自らの判断で切り替え、会社の定期検診のデータ上、効果をあげている私のような患者には、主治医は東洋医療の施術者であり、そもそも 20 年来西洋医療の主治医は存在しないので、同意書自体はなほだ迷惑千万な対策案である。

「あはき」については、慢性期が対象であり高齢な患者も多く、また医師の同意書の発行には費用負担が伴うことから、現在

医師の再同意については、3 カ月ごとに、口頭での再同意が求められているが、近年あはき療養費は合計で 1000 億円を超える規模になっており、また、施術が支給対象に当たるかどうかを判断するために医師の同意再同意は重要であることから、再同意についても文書で行うべきとの意見があるとしている。

しかし東洋医療の施術者が、患者の施術の同意を施術報告書を作成して、西洋医療の医師に仰ぐとは一体どういうことなのか。国家資格を取得している以上施術師と医師とは同格でなければならないし、そこに相互補完し合う国民本位の統合医療の意味がある。そもそも患者の受療の選択権を無視した提案であり、国民の為の医療政策とは程遠い対策案と言わざるを得ない。

一方で国は、あはきの患者については高齢な患者が多く、医師の同意書には費用負担が伴うことへの配慮も必要であることを認めている。そうであれば高齢な患者にわざわざ医師のところに足を運ばせ同意書の

発行を頼みこませ、あるいは医師を説得せざるを得ないような過大な労力を強いるべきではない。

それでは戦後日本の高度成長を支えてきた高齢者に対し尊敬の念がなく冷たすぎる

行為であるし、医療費の削減のために重箱の隅をつつくかのような対策案には断固反対をしたい。この国は外圧がなければ真の国民の為の医療に変換ができないのだろうか。



東洋医療を勉強していない医師に なぜ同意書を求めるのでしょうか

「NPO医療を考える会」として東洋医療である鍼灸マッサージを保険で西洋医療と同じように治療を受けたい思いで18年間続けて76才の今も仕事を続けてきた後期高齢者の願いを訴えます。

渋谷区の社会教育館祭りにマッサージの体験コーナーに参加する多くのアンケートから特に高齢者の方は腰痛やひざの関節症などを訴え、体が楽になった・軽くなった・継続して治療を受けたい・保険で受けられるとありがたい・と大変期待し、待ち望む方が沢山いらっしゃいました。

しかし、今回の「不正対策案」の中に同意書の問題で西洋医療の主治医に求めている事、6カ月に1回医師にこまごまと経過報告を施術者や患者に求めるシステムに愕然としました。

私ごとですが小さな町で「同意書」をお願いしましたが医師の対応は大変きびしいものでした。

「鍼灸のことは知らないから書けません」
「鍼灸は効くの？毎月来院して診ないと出

せません」「漢方薬を出すからしばらく続けてみてください」と診察すらしない医師にがっかり。4・5軒当たって見たのですが、あきらめてしまいました。

東洋医療を勉強していない医師になぜ同意書を求めなければならないのでしょうか？1年に健康診断以外に2・3度内科に、歯科医・眼科・耳鼻科などに係る以外に、主治医は内科の先生で理解はむつかしく困難が目に見えています。

内科で出される薬には必ず胃薬を出し、強い薬から胃腸を守るとどっさり投薬されることに閉口します。

不正請求をなくすための名目で更に鍼灸治療を受けづらくするのでしょうか？高い保険料を払っている患者が希望する治療を認めてください。国家資格をもって治療される施術師の先生は時間をかけて患者に寄り添った治療に多くの患者はここに安心と自らの免疫力を高め、治癒力を与えられる場となっています。患者の切実な声を聴いていただきたいと思います。

山口 充子



国民の健康のための 真の制度設計を厚労省に望みます

今回の『不正対策』の内容を見ると、あまりに短絡的な「あはき」は不正の温床であるかのような扱いで、患者の視点が欠落していることを痛感します。

なぜ「あはき」療養費が大きく伸びているのでしょうか。それは患者がその治療を求めているからなのです。そもそも患者は西洋でも東洋でも何でも構わない、体が良くなればよい。しかし、西洋医学に掛かって痛みや不調が治らないことがあるのです。

私の主人は半年ほど前、原因不明の首肩の痛みが続き仕事に支障をきたすまでになってしまったため整形外科に掛かり、レントゲンやCT検査の結果“頸椎症”との診断を受けました。しかし医師から「この痛みはどうしようもないんだよね。湿布でも出そうか？」と言われ、絶句してしまいました。結局、知り合いの「あはき師」に2度治療してもらったところ痛みが取れ、今では普通に生活することができています。

このように「あはき」によって救われている体験をした患者にとっては「あはき」は欠かすことのできない治療であり、医療行為と言えるのです。

中には営業目的で「あはき」を運用し、慰安のような施術を行い、保険請求するケ

ースもあるかもしれません。しかし、一部を捉えて全て不正と見られたら、本当に施術を必要としている患者が健康保険から取りこぼされてしまいます。

患者としては、ホリスティック医療・統合医療の実現が望ましいと考えます。整形外科にもマッサージにも掛かりたい、西洋・東洋双方の医療者がチームを組んで治療に当たっていただきたい。そのためには、「あはき」を医療に組み込むことが必要なのではないでしょうか。

そのために厚労省は「あはき」の有効性・医療効果の実態を収集・分析・検証するべきです。WHOの2018年総会で伝承医学（漢方と鍼灸）が国際疾病分類の改定版に収載される見通し、と発表がありました。これですますます世界各国の研究とエビデンス集積が進み、東洋医療の有効利用が加速すると考えられます。この流れに逆行するような日本での取り扱いは、世界の中で大きく遅れをとっているように見えます。せっかくの伝統医療行為や技術をモッタイナイと捉え、国民の健康のために有効活用してほしいものです。

医師と保険者利益のみ見るのではなく、国民の健康のための真の制度設計を厚労省に望みます。

齋藤ゆき子



～患者の声～

医者は同意書を書いてくれない！

15年くらい前に交通事故で首を傷めた時のことです。首を治すには整形外科だ！と思い毎日のように一生懸命通いました。ところが半年経っても一向に痛みが改善されず、日常生活にも支障がでるほどの辛い状況でした。困っていた時、近所の鍼治療院の看板がふと目にとまり、自費治療なので躊躇したのですが、望みをかけることにしました。その結果、辛い痛みからようやく解放され、鍼治療の効果を体感する経験をし、以来東洋医療に関心を持つようになりました。

昨年また鍼治療に救われる経験をしました。ある朝突然首に痛みが走り、あまりの痛さで一人では起き上がることもできない状態になってしまいました。3日後、鍼灸師の先生に往療していただき、自力で起き上がれるまでに回復しました。自宅まで治療に来ていただき本当に有り難く感謝の気持ちでいっぱいでした。今回もまた鍼に助

けられ改めて効果を実感しました。

その後も継続して治療を受けたいと思い、近所の病院で同意書を書いてもらえないかとお願ひしてみましたが医師の返答は「書いてもいいけど3ヶ月受けて治らなければ効果はないので次は書きません」という言葉でした。しかも結局その日は書いてもらえず、様子を見るようにと薬を処方されて終わりました。啞然としたのと同時に腹立たしい気持ちになりました。保険で鍼治療を受けたいから同意書をお願いしたのに。同意書を出してもらうことはとても難しく高い壁に思え、諦めました。保険で受けたいとき、患者は東洋医療を西洋医療のように簡単に選ぶことができないという現実を痛感しました。東洋医療も西洋医療と同じように保険で受けられるようになってほしいと願ひます。

渡邊恵万

高齢者が多くなった現在、是非保険適用が必要です。(E.Tさん)

大変困ります。自由診療制度の拡大を政府は狙っています。反対です。TPPが入るとこの面も危惧されます。(T.Sさん)

まったく不当なことです。西洋医学の方が上なのだという一般常識を変えないとむつかしいと思います。是非健康保険が適用されますように。(M.Kさん)

是非適用されることを望みます。(A.Kさん)

とても気持ちが良いと身体と共にリラックスできました。

自分の身体の別の面(関節)を認識できて有り難かったです。

患者さんに解らないような制度は変えなければ

療養費の取り扱いが変わることで、患者さんがどれだけ困るのか、私たちが説明しないと判らない事です。現に治療院に来ている何人かの患者さんにこの件を話してみました。50歳の女性の反応



松尾 「今年の秋から同意書は、整形外科医で書くことになるけどどう思う？」

Yさん 「なんですか？それはどういう事なの？」

松尾 「今までの様に内科受診で、同意書は書いて貰えなくなるという事です。6か月ごとに経過報告を私たちが提出して、整形外科医に治療効果を確認して貰いその判断で引き続き、あん摩・マッサージ・鍼灸治療が受けられるかを判断するシステムを厚労省は考えたのよ」

Yさん 「そんな面倒くさい事を良く考えたわね。今まで以上に健康保険を使ってお金を使って、時間の都合をつけてと考えていくと困るわ」

松尾 「ここ数年で私たちの治療が認められ、健康保険を使った金額が大幅に増えたので、これは療養費を不正に請求したからだと言いがかりを付けてきたみたいよ。社会情勢をみれば20年前に比べ100歳以上の高齢者数が1万人から6万7千人に増加したことは現実の話なのに。2025年には13万3千人が100歳を迎えるという事実！」

Yさん 「どうしたら好いんだろう？」

松尾 「おかしい事はおかしい、筋が通らないのは筋を通さないよね。きちんと自分の意見を話す権利が、私たちには有る事を理解しないと後で泣くのは患者さんと思うけど。どう思う？」

Yさん 「誰かがやるのを待っているのは可笑しいかもね」

松尾 「自分の問題だけでなく他の患者さんも困ると考えると、何かしなくてはと思うわね」と言うような内容を話しました。わかってもらうのは大変です。

患者さんが解らないような制度でいいのでしょうか。私達は憲法により守られていると言う事を意識しないと、うやむやになって行く気がします。

憲法25条に生存権と国民主権のような事が記載されていたと記憶しています。国民に与えられた権利だと思います。一人でも理解者をつくる事が大事だと感じました。 松尾洋子（鍼灸師）



憲法第11条（基本的人権の尊重）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民にあたえられる。

憲法第13条（個人の尊重、人間の尊厳）

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

憲法第25条（生存権、社会保障を受ける権利）

① すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

「社教館まつり」東洋医療普及活動

なごやかに行われた

田中榮子



2月11日、恒例となっている「社教館祭り」での鍼灸・マッサージ普及活動が無事終わりました。

当日は天候も良く、出足は順調。私たちは一階の一角に「鍼灸・マッサージ体験コーナー」をつくり、希望者を順々に治療やお話をしていきました。念のため、治療を受ける前に血圧測定をし、血圧値の高めの人には治療者に伝えたりしました。

昨年はこの会館で「NPO」山口充子氏を中心に何回も治療の取り組みが行われ、顔なじみになった方々は和気あいあいとしていました。

この日の治療家（資格者）は一人ひとりに心をこめて治療していきます。終わったあと、治療を受けた人のなごやかなお顔にこちらも嬉しくなります。治療を受けた人は32人でした。また、健康上、生活上、悩みのある人にはその人の身になって聞き役をし、必要なアドバイスをしました。

そして、「鍼灸・マッサージを健康保険で当たり前を受けられるように」の話しをその人に応じて行い、「改善署名」に殆どの方が協力してくれました。全部で32筆でした。治療を受けたある男性は、この会館で粘度を用いた造花づくりを指導しているとのこと。治療のお礼にと自分でつくった作品を持ってきてくださいました。いろいろな趣味が活発に行われていることは意味あることですね。

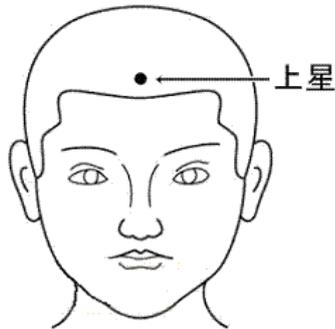
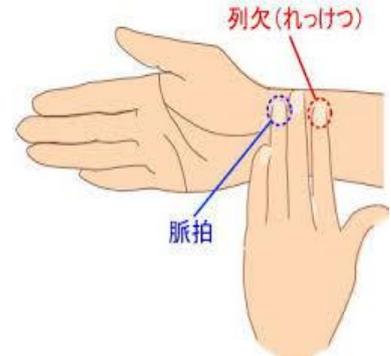
本日の参加者は、岩下幸卯、久下勝通、高橋養藏、武井百代、鳥海健二、中條利保、松本泰司の各氏。

「NPO 法人医療を考える会」から木幡久美子、山口充子、渡邊恵万、田中榮子でした。ご参加の皆様ありがとうございました。

今後も東洋医療が広く理解され、希望者が安心してかかれる制度づくり等、患者、国民、治療家が力を合わせていきたいと思ひます。



セルフケア講座;花粉症対策！



裏内庭；うらないてい	足の裏 二番目の指をまげて指の頭が当たる所	花粉症、食中毒、つわり 足指の疲労
列缺；れっけつ	手首 手の平側 親指側 3センチ肘に向かって上がる	冷えからの カゼ 鼻水せき
印堂；いんどう	顔正面 眉間の真ん中 眉毛の間	鼻水 頭痛 気分の不調 めまい 不眠
上星；じょうせい	頭の真ん中 額の髪の生え際から脳天に向かって2センチ	発熱 鼻水 蓄膿症 頭痛 眼精疲労 鼻血
翳風；えいふう	耳たぶの後ろ 首筋の筋に当たる所	耳の違和感 耳鳴り 首顎 口の中の違和感



3月15日(木) 体験治療 施術者—岩下幸卯先生

前日まで予約4名が当日は2名のキャンセル 一人30分の治療となる。

○ 92才のKさん 予定より早く来てくださったので30分の治療に満足 (昨年9月賛助会員に入会)

○ 85才のTさん 社教館の体験にすっかり魅了され毎週でもお願いしたいと30分の治療に感激。ご主人の介護に疲れ果ててグチを聞いてもらったし「すっきりしました」「お茶でも奢らせていただきたい」と言われましたが賛助会員の話に快く応え入会していただきました。又、ご主人の在宅治療も可能とお伝えし喜んでいただきました。

山口 記

本の紹介

友人から紹介され9年施術している患者さんです。当初は背中に痛みがある訴えだけであった方が、数か月後の精密検査で診断確定し、ゆっくりですが確かに症状は進行してまいりました。身体の動きが失われ、人口呼吸器など生きるための機械が増えるたび治療として行えることも変化してきましたが、まだ共に支え寄り添っています。

ご本人が生きた証として作られた作品です。よろしくお願いいたします。

武井 百代



著者プロフィール

さくえ なみきのりこ

2009年に進行性難病のALSと告知される。
現在はバイパップという人工呼吸器を24時間つけている。
家族、親戚、友人やヘルパー、医療スタッフなど、多くの人に支えられて、在宅生活をしている。
発症してから水彩画を描き始める。もう筆を持たないので、ボランティアの考案で穴をあけたスポンジをおでこにしばりつけ、その穴に筆を挿して、頭を動かして描いている。土曜日にそのボランティアと絵を描くことが、何より生きがいとなっている。

この絵本は2015年からほぼ1年かけて仕上げた。小さい人たちの手に届けば幸いである。



署名にご協力お願いします。

平成30年3月12日(月)現在 **13,307筆**(当会に寄せられた署名の到達)